

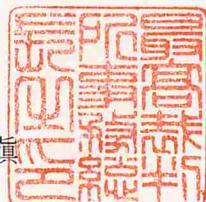
最高裁秘書第609号

令和3年3月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年2月6日付け（同月8日受付、第020926号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年7月25日付け最高裁民三第309号民事局第一課長、家庭局第二課長通知「租税特別措置法等の一部改正等に伴う不動産登記嘱託の取扱いについて」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁民三第309号

(訟ろー02)

平成29年7月25日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第一課長 成田晋司

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 石井芳明

租税特別措置法等の一部改正等に伴う不動産登記嘱託の取扱い

について（通知）

標記の取扱いについては、平成27年4月28日付け最高裁民三第300号民事局第一課長、家庭局第二課長通知「租税特別措置法等の一部改正に伴う不動産登記嘱託の取扱いについて」等で通知したところですが、租税特別措置法の一部改正を含む「所得税法等の一部を改正する等の法律」が平成29年3月27日に成立し、同月31日公布、同年4月1日施行されました。

同法律により、住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の軽減措置の適用期限が平成32年3月31日まで3年間延長されたほか、自然災害で被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置が新設されました（租税特別措置法第84条の4及び第84条の5），標記の登記嘱託の事務処理に遗漏のないよう取り計らいください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から速やかに通知してください。